

大熊るるるん電力株式会社（高圧）実施要綱

第1条（適用）

この実施要綱は、当社が、高圧にて電気の供給を受けるお客さまに対して、電気を小売りするときにおいて、当社電気需給約款（高圧）（以下「約款」と言います。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとします。

第2条（電気の料金）

1カ月の電気の料金は、以下の各号に定める料金の合計額とします。

① 基本料金

基本料金は、お客様との電気需給契約に基づき定められた1kW当りの単価に、各月の契約電力を乗じて算出いたします。なお、電気受給契約により定められた基本料金単価は、約款に定める力率割引・割増が含まれた金額として算定を行うものとします。

② 従量料金

従量料金は、系統から供給しているお客様の各月の電力使用量に、電気需給契約に定める1kWh当りの単価を乗じたものとします。なお、当社がお客様の受電施設に太陽光発電設備を設置している場合には、当該太陽光発電設備が発電した発電量に、電気需給契約に定める1kWh当りの単価を乗じた料金を従量料金に加算いたします。

③ 燃料調整費

燃料調整費は、系統から供給しているお客様の各月の電力使用量に、東北電力株式会社が毎月算定する該当月の燃料費調整単価及びその他調整単価を乗じて算出いたします。

ただし、東北電力株式会社が燃料費調整単価及びその他調整単価を標準メニューの改訂に合わせて変更した場合には、その標準メニューとの整合性を考慮した単価を適用するものいたします。

④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

約款に基づき、系統から供給しているお客様の各月の電力使用量に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、毎年度定められる賦課金単価を乗じて算出いたします。

第3条（請求内容）

1. 第2条に定める全ての料金について、お客様へのご請求金額には消費税相当額を加算して請求いたします。
2. 電気料金をお客様へ請求する際は、第2条各号に定める料金をそれぞれ明示するものいたします。

第4条（その他の事項）

約款およびお客様との電気需給約款に定めのない事項については、お客様との協議により決定することとします。